



菅波 茂

6月5日。東京の某メディアから電話で質問が来た。明日に有事関連法案が成立する予定だが、AMDAほどのように考えているのか」と。私は「私たちは必要とされればどこへでも行く。例えば日本が有事に巻き込まれたとしても、この原則は変わらない」と答えた上で「仮に国内で有事が発生したとすると、一般国民が非合法的戦闘員として殺されないために、国際法の知識などが必要ははず。今後は国民保護法制と合わせて、そうした議論も必要だ」と述べた。

有事（戦争）の時に戦闘に巻き込まれて非合法的戦闘員

（ゲリラ）として殺されない国際法が戦時法規である。永世中立国、そしてハリネズミ武装国家として有名なスイスでは戦時法規をすべての国民に教育している。非戦闘員の服装で武器を携帯している時には、非合法的戦闘員と判断され、殺されても仕方がない。逆に、名譽ある捕虜として処遇されるためには戦闘員として判別できることが必要になる等々である。「死して捕虜の辱めを受けず」とは日本の価値観である。名譽ある捕虜を曰本的価値観で処遇すれば明白な戦時法規違反になる。

しかし、最近の戦争は形態が変わってきている。合法的戦闘員による正規軍同士の対決は少なくなった。むしろ非戦闘員形式による紛争が勃発

## 有事関連法案

している。テロなどにはまったく適用できない。国際法としての戦時法規も制度疲労を起しかかっている。

AMDAは紛争国に医療チームを派遣してきた。旧ザイル、ルワンダ、旧ユーゴスラビア、コンボ、アフガニスタン、最近ではスリランカである。正式な戦闘員による戦闘だけでなく、非合法的戦闘員による戦闘も発生している国々である。派遣者には戦時法規を理解させる。「どんな危険な状況でも護身のために武器を携帯してはいけない。非合法的戦闘員として殺されないために」と。

合法的戦闘員として殺されないために」と。危険を避けるには情報が一番大切である。国連機関やNGO間の情報交換、当事国政府との連携、そしてAM

DA独自の情報収集により派遣者を危険にさらさないように努力してきた。おかげで死傷者を出さずに人道援助としての医療活動を実施してこられた。「危険に近寄らないから君子でいられた」とも言える。

紛争は共同体の衝突である。世界には数多くの共同体が存在する。宗教共同体、血縁共同体、部族共同体、言語共同体等々。国家も「民族自決の原則」に基づく共同体である。紛争の種は尽きない。それゆえに日本は世界に発信すべくである。日本は一人間の安全保障を表現している国であることを。AMDAはそのメッセンジャーとしての役割を担いたい。  
（アジア医師連絡協議会代表者）

―題字は筆者